### (2) 規制基準等

#### ① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正:令和2年3月30日)に基づき、地域の区分ごとに排出基準(K値)が定められており、栗原市及び大崎市は17.5となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律 第 97 号、最終改正:平成 29 年 6 月 2 日)に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準 値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

# 2 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号、最終改正:平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場騒音において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの値は表3.2-25~表3.2-27 のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲においては「騒音規制法」に基づく規制地域の指定はないが、「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年宮城県規則第79号)に基づき、事業実施想定区域の位置する用途地域の指定のない地域は第2種区域の規制基準が適用される。

	時間区分	朝	昼間	夕	夜間
区域区分		(6:00~8:00)	(8:00~19:00)	$(19:00\sim22:00)$	$(22:00\sim6:00)$
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居 地域、準住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準 工業地域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

表 3.2-25 特定工場等において発生する騒音の規制基準

- 備考:1. 上表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。
  - 2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、宮城県公 害防止条例施行規則に基づき「第2種区域」の規制基準を適用する。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号、最終改正:令和2年3月30日)

「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和2年)

より作成

表 3.2-26 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	基準値	作業禁止 時間	1日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業 禁止日
第1号区域	85 デシベル(敷地境界線)	19:00~7:00	10 時間 以内	連続	日曜日
第2号区域	85 / ンベル (	22:00~6:00	14 時間 以内	6 日以内	の休日

備考:第1号区域及び第2号区域とは、それぞれ次のとおりである。

第1号区域:第1種、第2種及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養

護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域

第2号区域:指定地域のうち第1号区域以外の区域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第1号、最終改正:令和2年3月30日)

「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和2年)

より作成

# 表 3.2-27 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区	時間区分域の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及 びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考:a区域、b区域及びc区域とはそれぞれ次のとおりである。

a 区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地

域、第2種中高層住居専用地域

b 区域:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

c 区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注:表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで)に係る限度は上表に係わらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」 (平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正:令和 2 年 3 月 30 日)

「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和2年)

より作成

# ③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正:平成26年6月18日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設工事に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められており、それらの値は表3.2-28~表3.2-30のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲においては「振動規制法」に基づく規制地域の指定はないが、「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年宮城県規則第79号)に基づき、事業実施想定区域の位置する用途地域の指定のない地域は第1種区域の規制基準が適用される。

# 表 3.2-28 特定工場等において発生する振動の規制基準

	時間区分	昼 間	夜 間
区域区分		$(8:00\sim19:00)$	$(19:00\sim8:00)$
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65 デシベル	60 デシベル

- 備考:1. 上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。
  - 2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、宮城県公害防止条例施行規則に基づき「第1種区域」の規制基準を適用する。

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、 最終改正: 平成 27 年 4 月 20 日)

「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和2年)

より作成

### 表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業禁止日
第1号区域	75 デシベル	19:00~7:00	10 時間以内		日曜日
第2号区域	(敷地境界線)	22:00~6:00	14 時間以内	連続 6 日以内	その他の休日

備考:第1号区域及び第2号区域とはそれぞれ次のとおりである。

域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老

人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域

第2号区域:指定地域のうち第1号区域以外の区域

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正:令和 2 年 3 月 30 日) 「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和 2 年) より作成

### 表 3.2-30 道路交通振動の要請限度

時間区	分 昼間	夜間
区域の区分	(8:00~19:00)	(19:00~8:00)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル
借表、第1種反抗及が第9種反抗の反ハは、ま99-90 b 団様でなる		

【備考:第1種区域及び第2種区域の区分は、表3.2-28と同様である。

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正:令和 2 年 3 月 30 日) 「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和 2 年) より作成

# ④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号、最終改正:平成29年6月2日)に基づき、全国一律の排水基準(有害物質28物質、その他の項目15項目)が表3.2-31のとおり定められている。

宮城県においては、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年宮城県条例第 40 号)により、県の区域に属する公共用水域について、水域ごとにより厳しい排水基準(上乗せ基準)が設定されているが、事業実施想定区域及びその周囲においては、排水基準が定められた区域は存在しない。

表 3.2-31(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(V1)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

- 備考:1.「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 注:(※) は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。 〔「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正:令和元年 11 月 18 日) より作成〕

表 3.2-31(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (その他の項目)

項目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
<b>游含有量</b>	16mg/L (日間平均 8mg/L)

- 備考:1.「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
  - 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場 に係る排出水について適用する。
  - 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
  - 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
  - 5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
  - 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼\*、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域\*及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
  - 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- ※「環境大臣が定める湖沼」=昭和60年環境庁告示第27号(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼)

「環境大臣が定める海域」=平成5年環境庁告示第67号(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)

〔「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正:令和元年11月18日)より作成〕

# ⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号、最終改正:平成 23 年 8 月 30 日) 第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制:敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・第2号規制:煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・第3号規制:排出水中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

栗原市及び大崎市では、臭気指数による規制が行われており、その規制基準は表 3.2-32 のとおりである。

表 3.2-32 悪臭防止法に基づく規制基準

敷地境界線	排出口	排出水
臭気指数 15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止 法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又 は臭気指数	臭気指数 31

注:測定法は三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法

[「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和2年)より作成]

# ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号、最終改正:平成 29 年 6 月 2 日)に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-33 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(令和2年3月31日現在)」 (環境省HP、閲覧:令和2年5月)及び「土壌汚染対策法-要措置区域等指定状況」(宮城県HP、閲覧:令和2年5月)によると、栗原市及び大崎市において「土壌汚染対策法」に基づく「形質変更時要届出区域」が存在するが、事業実施想定区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、栗原市及び大崎市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 法律第 139 号、最終改正:平成 23 年 8 月 30 日)に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指 定はない。

表 3.2-33(1) 区域の指定に係る規制基準 (土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が 検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正:令和 2 年 4 月 2 日)より作成〕

表 3.2-33(2) 区域の指定に係る規制基準 (土壌含有量基準)

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

[「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号、最終改正:令和2年4月2日)より作成]

#### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号、最終改正:平成 26 年 6 月 13 日)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号、最終改正:平成 12 年 5 月 31 日)に基づき、規制地域が指定されているが、栗原市及び大崎市には「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく規制地域の指定はない。

# ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、 最終改正:令和元年 6 月 14 日)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号、最終改正:平成 26 年 6 月 4 日)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む。)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

# ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号、最終改正:平成 30 年 6 月 13 日)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号、最終改正: 平成30年6月13日)の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 宮城県環境基本計画

「宮城県環境基本計画」は、「環境基本条例」(平成7年宮城県条例第16号)第9条に規定する良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、 平成28年3月に策定された。

計画の期間は、「宮城県震災復興計画」の終期と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間としている。

同計画では、計画の遂行により目指す将来像を「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」と設定している。

計画の体系は表 3.2-34 のとおりである。

### 表 3.2-34 宮城県環境基本計画の計画体系

計画体系		
	①復興を契機とした先進的な地域づくりの推進	
復興のための重点的な取り組み	②防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進	
	③放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進	
将来像を実現するための政策	政策 1 低炭素社会の形成	
	政策 2 循環型社会の形成	
	政策 3 自然共生社会の形成	
	政策 4 安全で良好な生活環境の確保	

〔「宮城県環境基本計画」(宮城県、平成28年)より作成〕

### ② 第2次栗原市環境基本計画

栗原市では、平成20年3月に「栗原市環境基本計画」(栗原市、平成20年)を策定し、環境の将来像に「人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造」を掲げ、環境の保全と創造に向けた施策に取り組んできた。その後、栗原市をとりまく社会情勢や環境の変化から、栗原市がさらに発展していくために、施策を継続的に推進していく必要があることから「第2次栗原市環境基本計画」(栗原市、平成30年)を策定している。

計画の期間は平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間であり、施策の体系は表 3.2-35 のとおりである。

表 3.2-35 第 2 次栗原市環境基本計画の施策の体系

環境像	基本方針	施策
		A 森林の保全
	I 清らかな水と豊かな緑に育まれ心安	B 里地里山の保全
	らぐまち	C 生物多様性の保全
		D 豊かな自然の活用
		E 発生源対策の推進
	Ⅱ 資源を守り安心して快適に暮らせる	F 環境モニタリングの推進
人と自然が共生する	まち	Gごみの減量化・資源化の推進
『ふるさと栗原』の		H ごみの適正処置の推進
暮らしの創造	Ⅲ 地球を思いやりやさしい暮らしを営	I 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進
各りしい別担	かまち	J温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の
	ひょり	推進
		K 環境教育・環境学習の推進
	IV みんなで環境を学び行動するまち	L 環境保全活動の推進
		M 環境情報の発信
	V 放射性物質による不安を解消し安心 してくらせるまち	N 測定・監視の継続

[「第2次栗原市環境基本計画」(栗原市、平成30年)より作成]

# ③ 第2次大崎市環境基本計画

大崎市では、環境に大きく影響する様々な社会情勢の変化により、人口減少やライフスタイルの変化を見据え、10年後の環境を見据えた施策の展開を図るため「第2次大崎市環境基本計画」(大崎市、令和2年)が策定された。

計画の期間は令和 2 年度から令和 11 年度までであり、望ましい環境像を実現するため、要素別環境保全目標を設定し、数値化した目標については測定結果などにより状況を把握している。計画の体系は表 3.2-36 のとおりである。

表 3.2-36 第 2次大崎市環境基本計画の体系

望ましい環境像	環境分野	環境目標				
毎とからなる日田道林の上	自然環境	誰もが誇れる自然環境をみんなで守る				
豊かな自然や田園環境の中	快適環境	心の豊かさを感じる快適環境を創る				
で人と自然が共に生き、 健康的で持続可能な循環・共	生活環境	安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する				
生型社会の実現	地球環境	地球に暮らす一員として行動し、地球環境を思いやる				
王生性云の天境	市民参画・協働	世代を超えて環境を学び、伝える				

[「第2次大崎市環境基本計画」(大崎市、令和2年)より作成]

### ④ 世界農業遺産

世界農業遺産は、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム) を、国際連合食糧農業機構(FAO)が認定する制度であり、宮城県大崎地域の「持続可能な水 田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム」が平成29年11月に認定されている。

江合川、鳴瀬川の流域に広がる水田農業地帯として発展してきた大崎地域は、「やませ」による冷害や地形的要因による洪水、渇水が頻発する三重苦とも言える厳しい自然環境の中、中世以降、取水堰や隧道・潜穴、水路、ため池などの水利施設を流域全体に築くとともに、相互扶助組織「契約講」を基盤とする水管理体制を整えることで、「巧みな水管理」を柱とした水田農業が展開され、「大崎耕土」と称される豊饒の大地を形成してきた。

農業が育んできた豊かな農文化や水田や水路、水田の中に浮かぶ森のような屋敷林「居久根」のつながりが豊かな湿地生態系を育み、多様な動植物が存在する独特の農村景観を形成している。

# 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

### ① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における「自然公園法」(昭和32年法律第161号、最終改正:平成26年6月13日)に基づく自然公園の指定状況は、表3.2-37及び図3.2-11のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に「栗駒国定公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区:公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最 も厳しく行為が規制される。

第1種特別地域:特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する 必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第2種特別地域:農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第3種特別地域:特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、 特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を 及ぼすおそれが少ない地域。

普通地域:特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別 地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファーゾーン)。

表 3.2-37 自然公園の概要

(単位:ha)

<b>名称</b>	総面積	特別地域(宮城県内)				普通地域	
(指定年月日)	(宮城県内)	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	(宮城県内)	
栗駒国定公園	77, 122	5, 205	18, 471	11, 258	38, 222	3, 966	
(昭和43年7月22日)	(29, 516)	(1,800)	(6, 172)	(3, 532)	(14, 046)	(3,966)	

「「自然保護各種データ一覧」(環境省 HP、閲覧: 令和2年5月) 「令和元年版宮城県環境白書(資料編)」(宮城県、令和2年) より作成

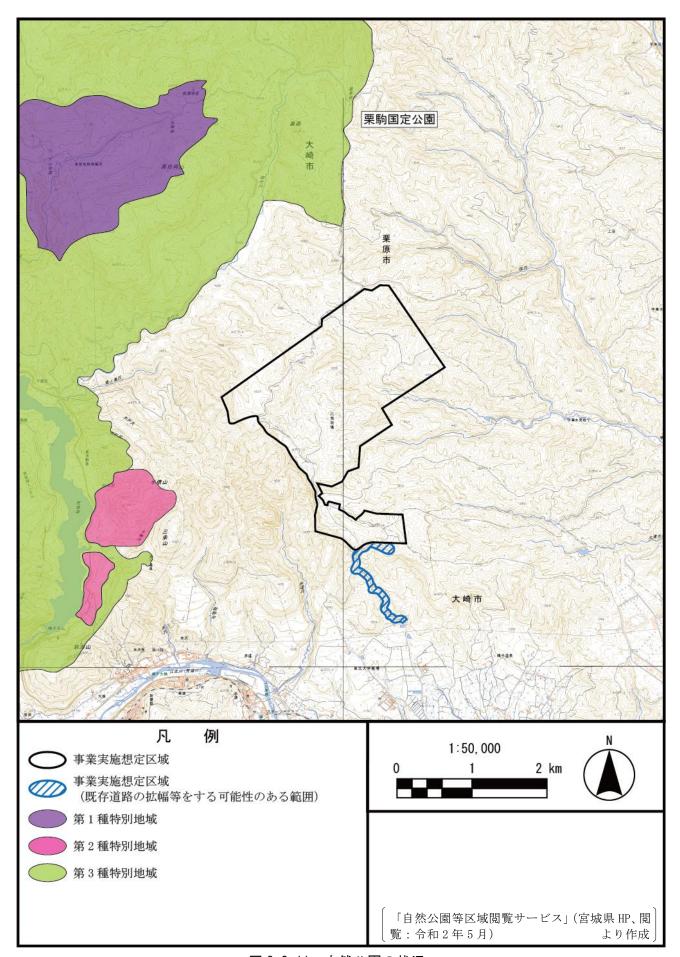


図 3.2-11 自然公園の状況

# ② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正:平成 31 年 4 月 26 日)に基づく自然環境保全地域はないが、事業実施想定区域の周囲に「宮城県自然環境保全条例」(昭和 47 年宮城県条例第 25 号)により指定された「一桧山・田代県自然環境保全地域」がある。指定地域は表 3.2-38 及び図 3.2-12 のとおりである。

表 3.2-38 県自然環境保全地域の指定状況

名称			面積(ha)				
(指定年月日)	日七世	公律	<b>育地</b>	日女地	計	保全対象	
()自是十月百万	国有地	県	市町村	民有地	訂		
一桧山・田代県自然環境保全地域 (昭和54年3月16日)	168. 47	446. 03		_	614. 50	ハルニレ、ブナ天然 林	

注:「一」は、出典に記載がないことを示す。

[「県自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況」(宮城県 HP、閲覧:令和2年5月)より作成]

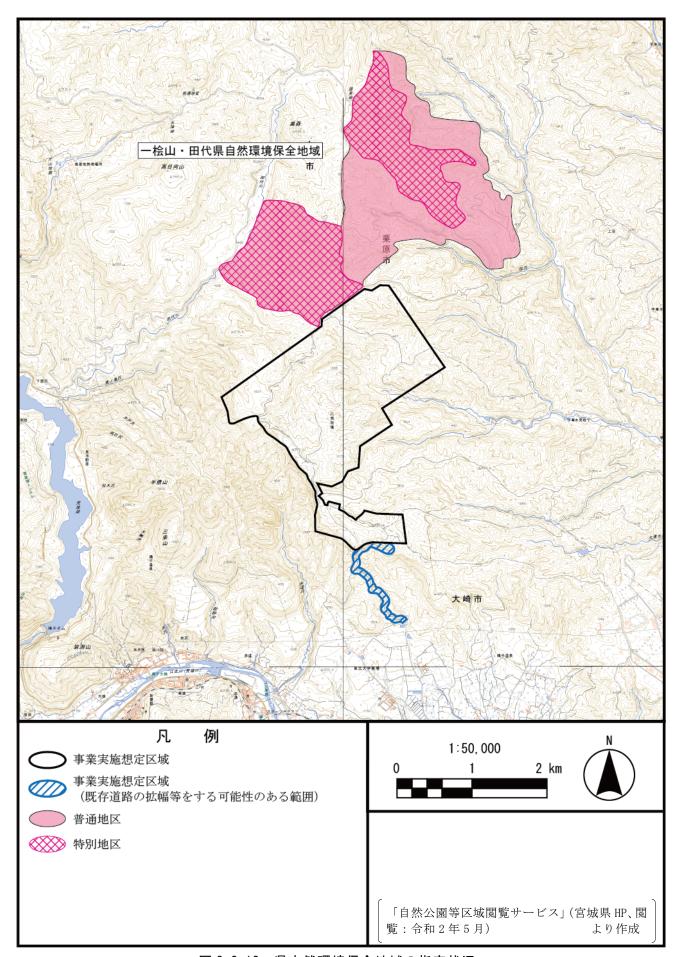


図 3.2-12 県自然環境保全地域の指定状況

### ③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成4年条約第7号)の第11条2の世界遺産一覧表に基づく文化遺産及び自然遺産の区域はない。

## ④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号、最終改正: 平成30年6月27日)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

# ⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、最終改正:平成27年3月31日)に基づく鳥獣保護区については、表3.2-39及び図3.2-13のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に鳥獣保護区が存在している。

面積 (ha) 名 称 所在地 指定区分 期限 )は特別保護地区の面積 2,280 大崎市 鳴子鳥獣保護区 森林鳥獣生息地 令和 13 年 10 月 31 日 (100)六角牧場鳥獣保護区 大崎市、栗原市 森林鳥獣生息地 500 令和7年10月31日 大崎市 吹上鳥獣保護区 森林鳥獣生息地 760 令和7年10月31日 1,092 一桧山鳥獣保護区 栗原市 森林鳥獣生息地 令和 11 年 10 月 31 日 (154)

表 3.2-39 鳥獣保護区の指定状況

「令和元年度鳥獣保護区等位置図」(宮城県 HP、閲覧:令和2年5月) 「宮城県公報 第2102号、第2303号」(宮城県、平成21年、平成23年) 宮城県環境生活部へのヒアリング(実施:令和元年7月) より作成

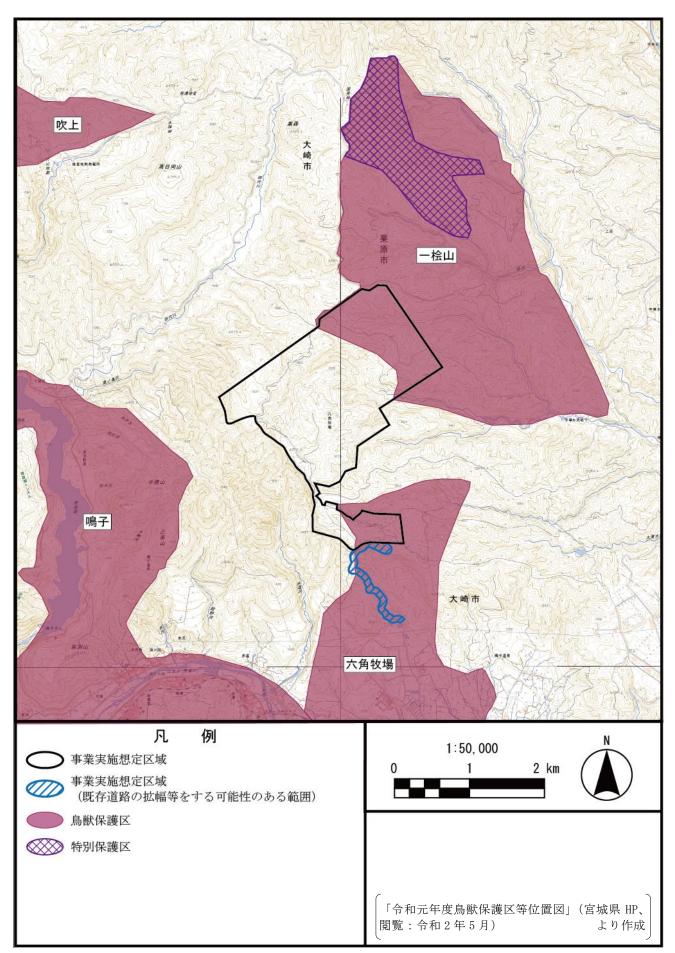


図 3.2-13 鳥獣保護区の指定状況

### ⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号、最終改正:令和元年6月14日)により指定された生息地等保護区はない。

# ⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年条約第28号、最終改正:平成6年4月29日)の規定により指定された湿地の区域はない。

# ⑧ ふるさと宮城の水循環保全条例に基づく水道水源特定保全地域

事業実施想定区域及びその周囲における「ふるさと宮城の水循環保全条例」(平成 16 年宮城県条例第 42 号)に基づく水道水源特定保全地域の指定状況は図 3.2-14 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に「北上川流域水道水源特定保全地域」が存在する。

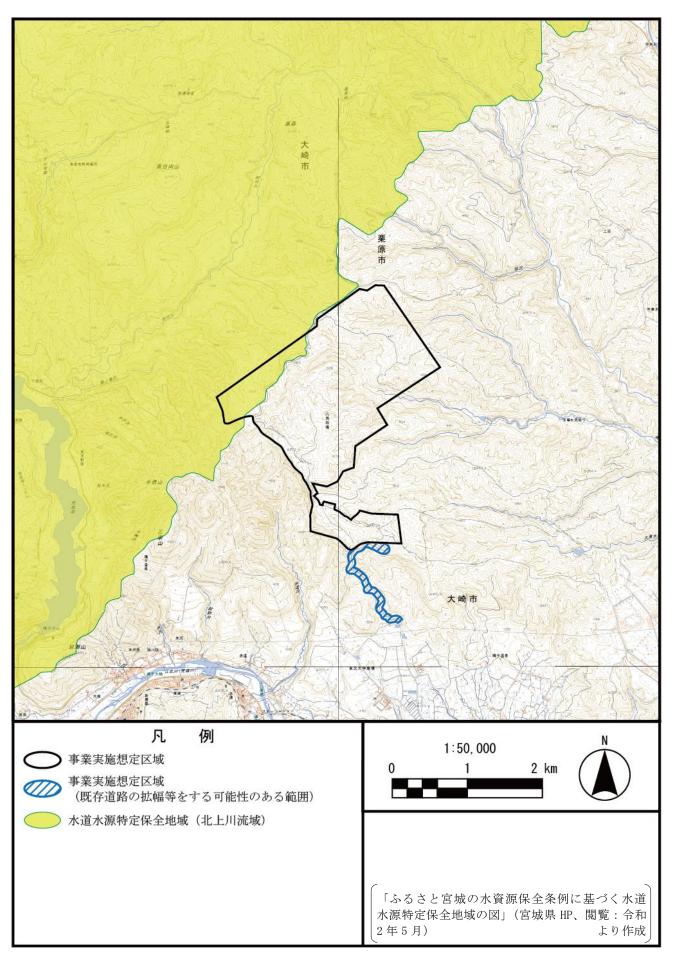


図 3.2-14 水道水源特定保全地域の指定状況

# (2) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正: 平成 30 年 6 月 8 日)等に基づく天然記念物の状況は、表 3.2-40 とおりである。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-41 及び図 3.2-15 のとおりである。

表 3	2-40	天然記念物の状況
1X U.	Z 70	ノヘバドロレルン 7分 Vノ 7八 ハル

指定区分	種別	名 称	所在地
		イヌワシ	
		ヒシクイ	宮城県下一円 (地域を定めず指定したもの)
国	天然記念物	マガン	(地域を足の) 指足したもの)
		ヤマネ	本州
		, ,	(地域を定めず指定したもの)

注:国指定の特別天然記念物であるカモシカ等の「地域を定めず指定したもの」の情報については、出典において「本州、宮城県」等の事業実施想定区域及びその周囲に該当する地名の記載がない場合に非記載とした。 [「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧:令和2年5月)より作成]

表 3.2-41 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時 代
1	坂下 A 遺跡	栗原市花山字草木沢坂下	散布地	縄文早~晩・弥生
2	日向山遺跡	栗原市花山字草木沢日向山	散布地	縄文晩
3	角間 A 遺跡	栗原市花山字草木沢角間	散布地	縄文中
4	西風山遺跡	栗原市花山字草木沢西風山	散布地	_
(5)	坂下 B 遺跡	栗原市花山字草木沢坂下	散布地	縄文早
6	一檜山立岩沢遺跡	栗原市花山字草木沢角間	散布地	縄文早~中
7	不動遺跡	栗原市花山字草木沢角間	散布地	縄文
8	角間B遺跡	栗原市花山字草木沢角間	散布地	_
9	仙台藩花山村坂下番所跡	栗原市花山字草木沢坂下御番沢	番所	近世
10	上川原遺跡	大崎市鳴子温泉字蓬田	散布地	縄文晩・弥生
(11)	赤這遺跡	大崎市鳴子温泉字赤這	散布地	縄文中・晩
12	館野沢遺跡	大崎市鳴子温泉字赤這	散布地	縄文中・晩
13	岩淵遺跡	大崎市鳴子温泉字岩渕	散布地	縄文晩
14)	三条館跡	大崎市鳴子温泉字末沢	城館	中世
15	大宝院跡	大崎市鳴子温泉字蓬田	寺院	近世
16	丸森遺跡	大崎市鳴子温泉字蓬田	散布地	縄文
17	三条遺跡	大崎市鳴子温泉字末沢	散布地	旧石器・縄文晩
18	三条薬師跡	大崎市鳴子温泉字末沢	寺院	中世?
19	駒止観音跡	大崎市鳴子温泉字末沢	寺院	中世?
20	三条小鍛冶場跡	大崎市鳴子温泉字末沢	製鉄	中世?
21)	元山銅山跡	大崎市鳴子温泉字見手野原地先(花渕山国有林内)	鉱山	近世・近代
22	片山寺跡	大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳(国有林)	寺院	中世
23	田城跡	大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳(国有林)	城館	中世
24)	田城峠検問所跡	大崎市鳴子温泉鬼首字荒湯	検問所	_
25)	久田遺跡	大崎市鳴子温泉字久田	散布地	縄文
26	車湯遺跡	大崎市鳴子温泉字車湯	散布地	縄文

注:「一」は、出典に記載がないことを示す。

[「令和元年度宮城県遺跡地名表」(宮城県 HP、閲覧:令和2年5月)より作成]

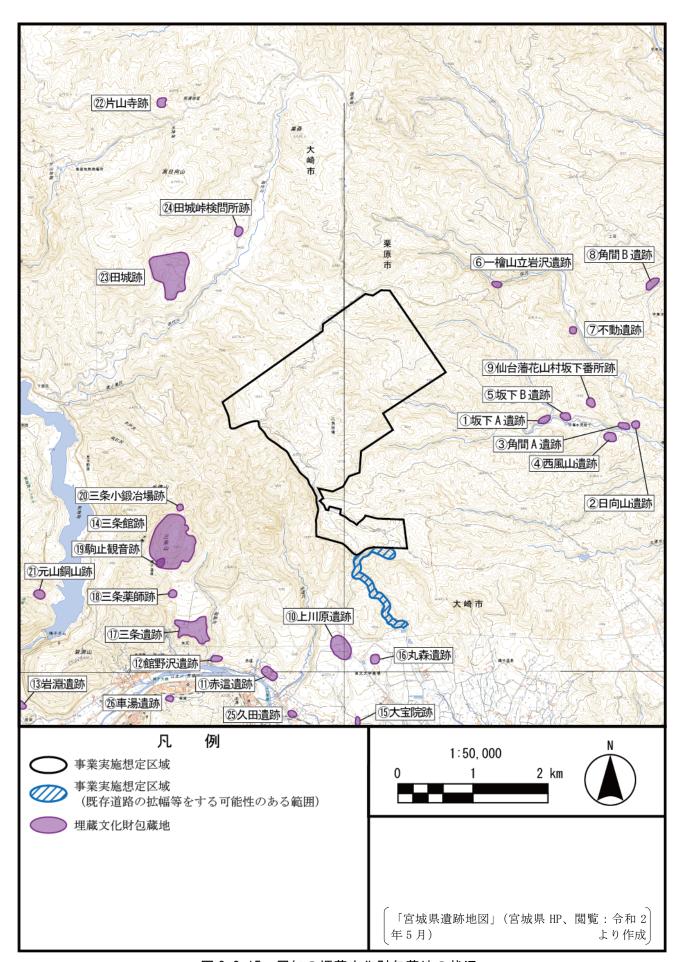


図 3.2-15 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

# (3) 景観保全関係

# ① 景観計画区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号、最終改正:平成 30 年 5 月 18 日) 第 8 条の規定により定められた景観計画区域はない。

# ② 風致地区

事業実施想定区域及びその周囲における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正:平成 30 年 4 月 25 日)に基づく風致地区の指定状況は表 3.2-42 及び図 3.2-16 のとおりであり、事業実施想定区域の約 2 km南方に鳴子風致地区が存在する。

表 3.2-42 風致地区の指定状況

市 地区名		計画年	<b></b> 手月日	
111	地区名	当初	最終	指定面積(ha)
大崎市	鳴子	昭和17年6月5日	昭和 43 年 12 月 19 日	143. 0

[「風致地区の指定状況」(国土交通省 HP、閲覧:令和2年5月)より作成]

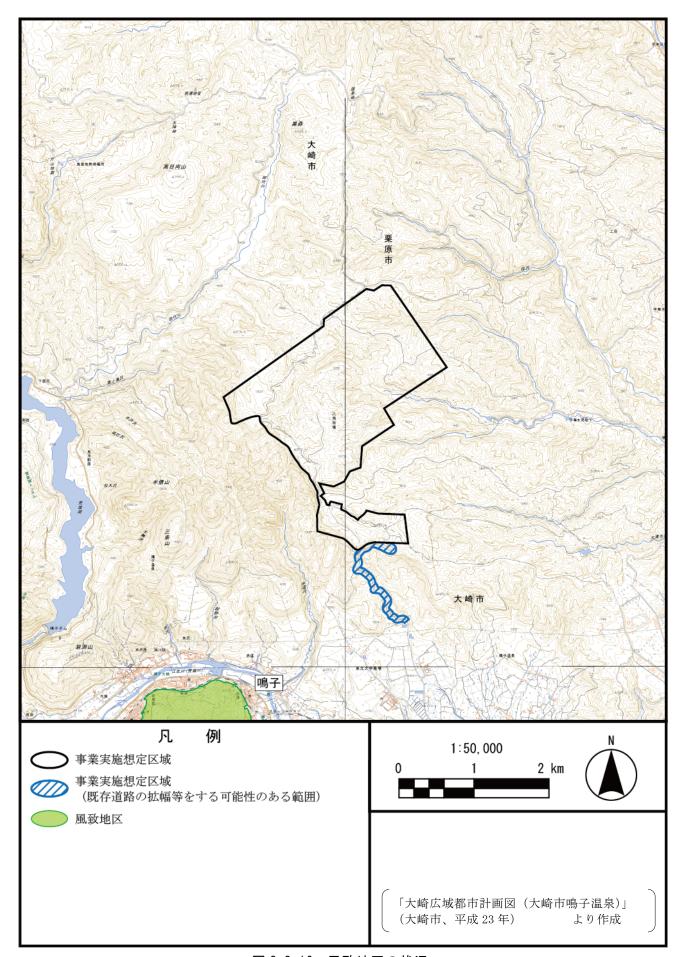


図 3.2-16 風致地区の状況

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林の指定

事業実施想定区域及びその周囲における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正: 平成 30 年 6 月 1 日)に基づく保安林の指定状況は図 3.2-17 のとおりである。事業実施想定 区域及びその周囲に保安林が存在している。

### ② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」(明治30年法律第29号、最終改正:平成25年11月22日)に基づく砂防指定地は図3.2-18のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に砂防指定地が存在している。

### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和44年法律第57号、最終改正:平成17年7月6日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域 は図3.2-18のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在して いる。

# ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲における「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号、最終改正:平成29年6月2日)に基づく地すべり防止区域は図3.2-18のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

# ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警 戒区域及び土砂災害特別警戒区域

事業実施想定区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号、最終改正:平成29年5月19日)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図3.2-19のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

#### ⑥ 土石流危険箇所

事業実施想定区域及びその周囲における、国土交通省(当時の建設省)の調査要領・点検要領に基づき宮城県が抽出した土石流危険箇所は図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に土石流危険箇所(土石流危険渓流、土石流危険区域)が存在している。

#### ⑦ 地すべり地形

「地震ハザードステーション J-SHIS」(国立研究開発法人防災科学技術研究所 HP、閲覧: 令和2年5月)によると、図3.2-21のとおり事業実施想定区域及びその周囲に地すべり地形が存在している。

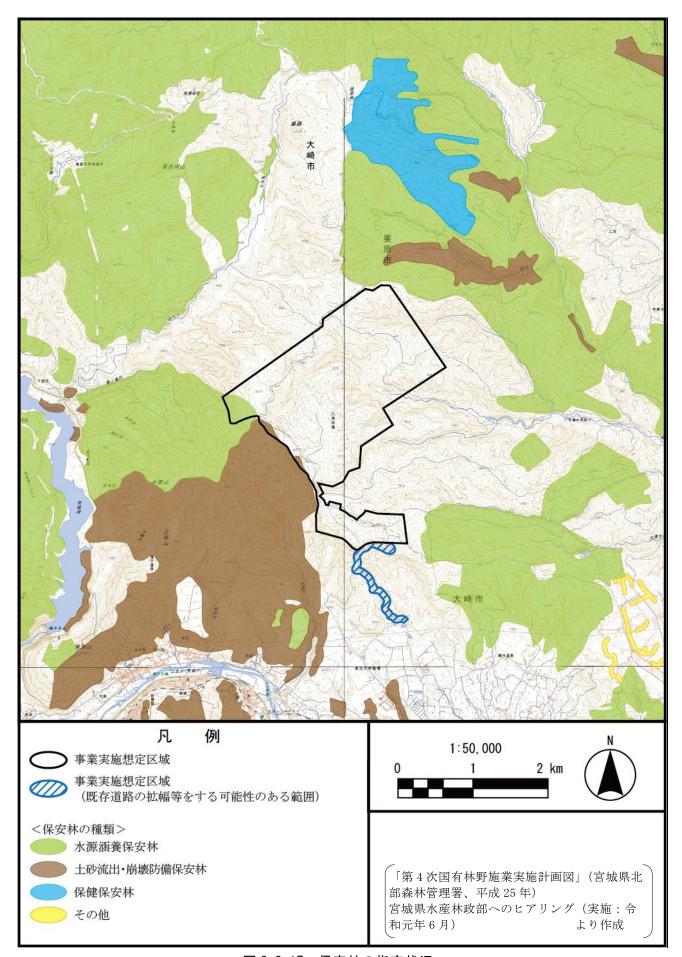


図 3.2-17 保安林の指定状況

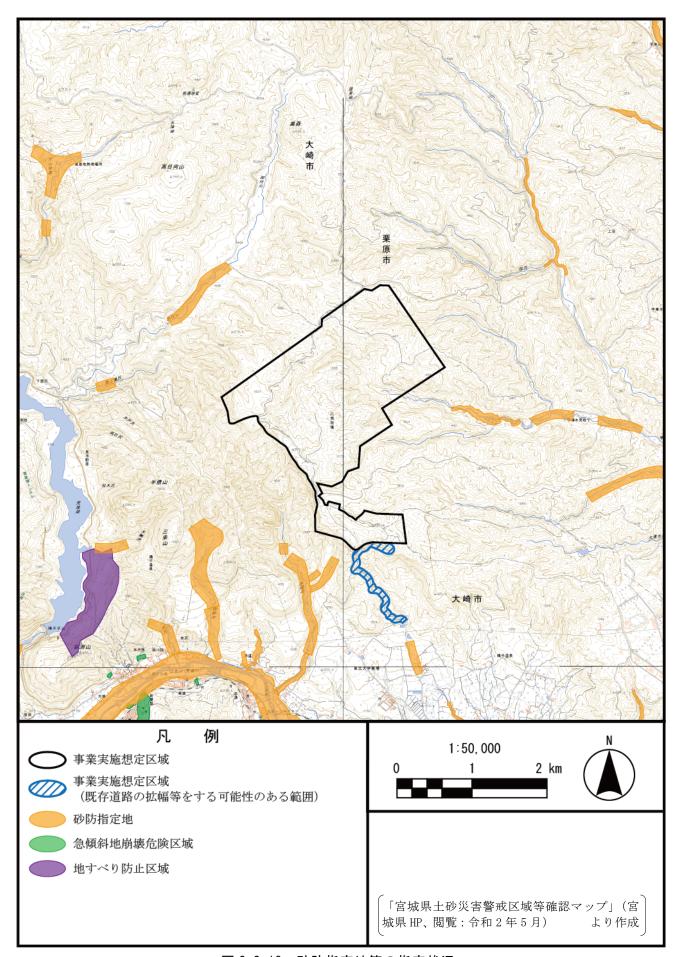


図 3.2-18 砂防指定地等の指定状況

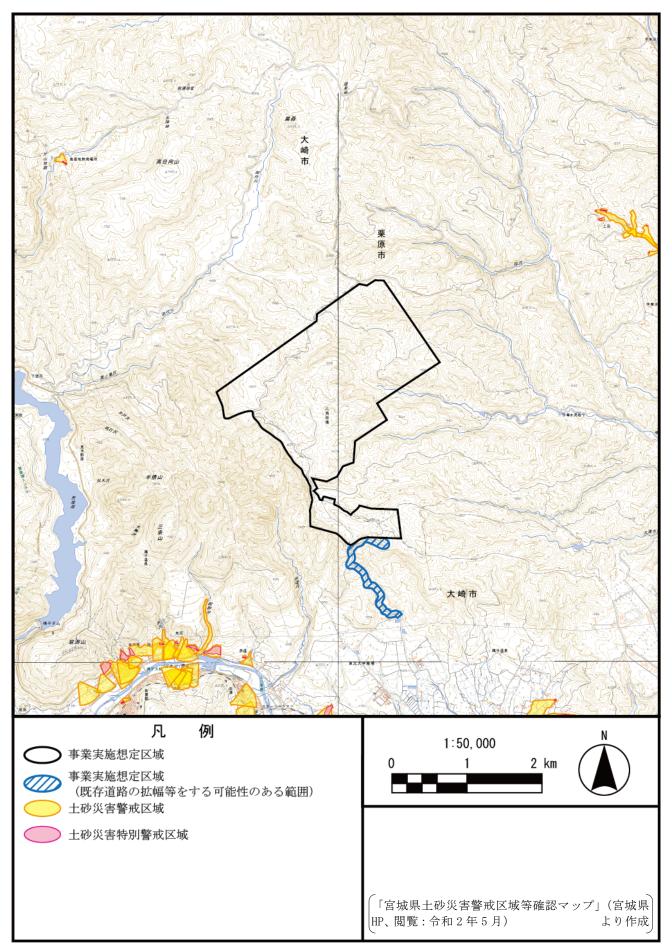


図 3.2-19 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

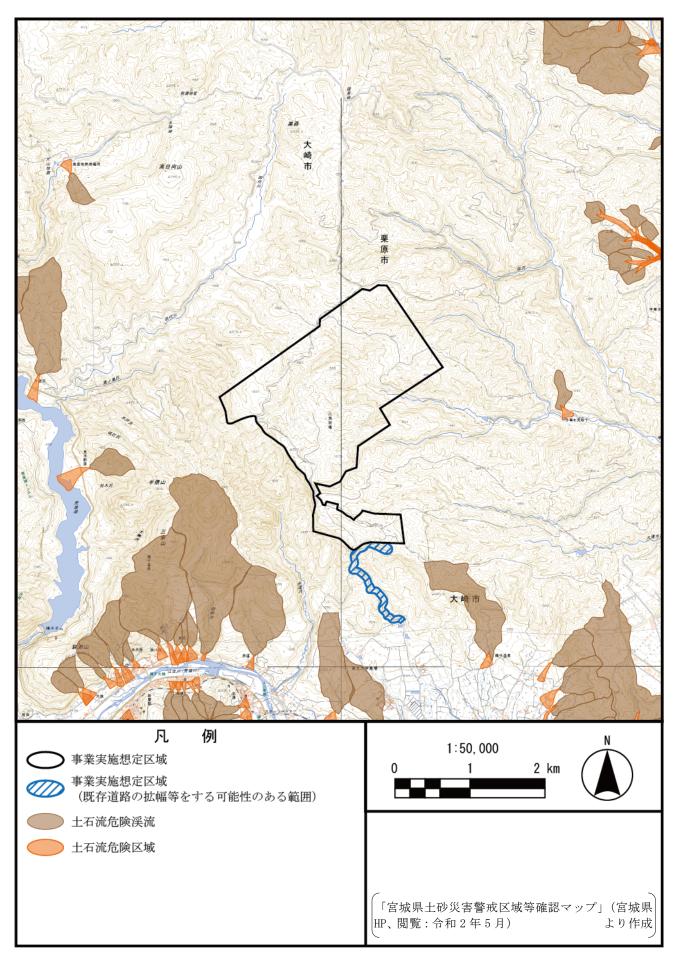


図 3.2-20 土石流危険箇所の指定状況

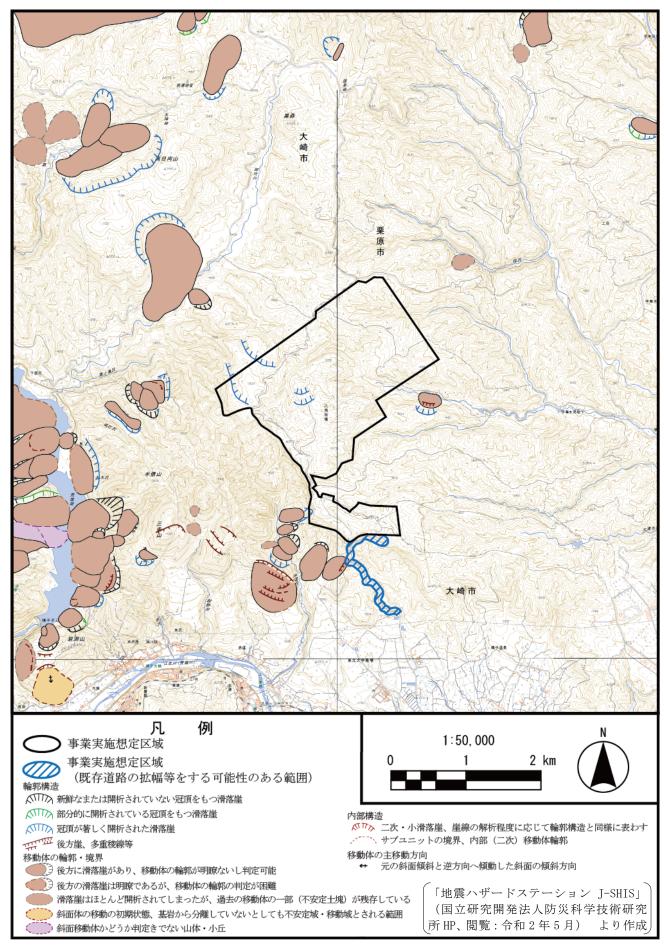


図 3.2-21 地すべり地形の分布

# 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-43 のとおりである。

表 3.2-43 関係法令等による規制状況のまとめ

型土利用計画法			地域地区等の名称	指定等の有無			
型土利用計画法   機・地域   ○   ○   ○   機・機・地域   ○   ○   ○   機・機・地域   ○   ○   ○   機・機・地域   ○   ○   ○   機・機・地域   ○   ○   ○   松   松   松   松   松   松   松	区分	法令等		栗原市	大崎市	定区域及び	事業実施 想定区域
立			都市地域	0	0		×
機業振興地域の整備に関する法律   機市地区域   ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	ı	国土利用計画法	農業地域	0	0	0	X
農業振興地域の整備に関する法律     概市計画法     数市計画法     公     公     本 <td>土地</td> <td></td> <td>森林地域</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td>	土地		森林地域	0	0	0	0
			農用地区域	0	0	0	X
		都市計画法				×	X
下質規型指定		  環境基本法					X
振動規制法							0
本質汚濁防止法   指定地域   × × × ×   ×     表							×
振臭防止法	公			<u> </u>	_	1	X
正   上壌汚染対策法   要措置区域   ×   <	害		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				X
土壌汚染対策法   要指直区域   ×   ×   ×   ※    ※    ※    ※    ※    ※    ※    ※     ※     ※      ※       ※		悪臭防止法 悪臭防止法					0
大会   大会   大会   大会   大会   大会   大会   大会	-11-	  十壤汚染対策法				1	X
Range			形質変更時要届出区域	0	0	×	×
自然公園法   国定公園   ○   ○     自然環境保全法   自然環境保全地域   ×   ×     世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約   自然遺産   ×   ×     都市課地法   緑地保全地域   ×   ×     鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律   急獣保護区   ○   ○     一次存に関する法律   特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として国際的に重要な湿地に関する条約   ×   ×     本るさと宮城の水循環保全条例   水道水源特定保全地域   ○   ○     本るさと宮城の水循環保全条例   水道水源特定保全地域   ○   ○     支化財保護法等   国籍定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観県指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観県指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観県指定史跡・名勝・天然記念物・市指定史跡・名勝・天然記念物   ○   ×     景観法   景観計画区域   ×   ×     景観法   景観計画区域   ×   ×     本株法   保安林   ○   ○     砂防法   砂防指定地   ○   ○			規制地域	×	×	×	×
目然環境保全地域   ×   ×   ×   ×   ×   ×   ×   ×   ×   ×   ×   申   上			国立公園	×	×	×	×
自然環境保全地域   ×   ×   ×     中界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約   自然遺産   ×   ×   ×     都市緑地法   緑地保全地域   ×   ×   ×     島獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律   島獣保護区   ○   ○     経験のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律   生息地等保護区   ×   ×     特に水鳥の生息地として国際的に重要特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地を重要な湿地を固定を変化の表別を定保全地域   ○   ○   ×     本るさと宮城の水循環保全条例   水道水源特定保全地域   ○   ○   ○   ※     支化財保護法等   支化財保護法等   ○   ※   ○   ※   ○   ※     支化財保護法等   大田指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観   ○   ※   ○   ○   ※   ○   ○   ※   ○   ○   ○		自然公園法	国定公園	0	0	0	×
目然環境保全法				×	×	×	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に   自然遺産		  白					×
自然保存   関する条約   本   ×			県自然環境保全地域	0	0	0	×
護 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律   鳥獣保護区   ○   ○   ○     絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地な湿地に関する条約 ふるさと宮城の水循環保全条例 水道水源特定保全地域 ○   ○   ○   ○     ふるさと宮城の水循環保全条例 水道水源特定保全地域 ○   ○   ○   ○   ○     財 次化財保護法等 次化財保護法等 次化財保護法等 日報 景観法 景観計画区域 ※   ○   ○   ※   ○   ※     財 表観法 景観計画区域 ※   ※   ○	自		自然遺産	×	×	×	×
護 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律   鳥獣保護区   ○   ○   ○     絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として国際的に重要な湿地を含さと宮城の水循環保全条例   本道水源特定保全地域   ○   ○   ○     本るさと宮城の水循環保全条例   水道水源特定保全地域   ○   ○   ○   ○     基間定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観界指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観界指定史跡・名勝・天然記念物市指定史跡・名勝・天然記念物市指定史跡・名勝・天然記念物市指定史跡・名勝・天然記念物   ○   ○   ○   ○     景観法 常計画法 風致地区 茶杯法 の防法   の   ○ <td></td> <td>都市緑地法</td> <td>緑地保全地域</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td>		都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
保存に関する法律   生息地等保護区   ×   ×     特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地   ○   ×     な湿地に関する条約   水道水源特定保全地域   ○   ○     よるさと宮城の水循環保全条例   水道水源特定保全地域   ○   ○     国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観   ○   ※     県指定史跡・名勝・天然記念物   ○   ×     記念物   同知の埋蔵文化財包蔵地   ○   ○     景観法   景観計画区域   ×   ×     都市計画法   風致地区   ×   ○     森林法   保安林   ○   ○     砂防法   砂防指定地   ○   ○	護		鳥獣保護区	0	0	0	0
な湿地に関する条約   国際的に重要な湿地   ○   ○     ふるさと宮城の水循環保全条例   水道水源特定保全地域   ○   ○     国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観県指定史跡・名勝・天然記念物市指定史跡・名勝・天然記念物   ○   ×     市指定史跡・名勝・天然記念物   ○   ×     周知の埋蔵文化財包蔵地   ○   ○     景観法   景観計画区域   ×   ×     都市計画法   風致地区   ×   ○     森林法   保安林   ○   ○     砂防法   砂防指定地   ○   ○			生息地等保護区	×	×	×	×
文化財保護法等   国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観   ○※   ○※     具指定史跡・名勝・天然記念物市指定史跡・名勝・天然記念物周知の埋蔵文化財包蔵地   ○   ○     景観法都市計画法 風致地区 ※   ○   ○     森林法 保安林 ○   ○   ○     砂防法   砂防指定地   ○   ○				0	0	×	×
文化財保護法等   記念物・重要文化的景観   ・		ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域	0	0	その周囲	0
文化財保護法等   県指定史跡・名勝・天然 記念物 市指定史跡・名勝・天然 記念物				0*	0*	0*	0*
Rac	文化	文化財保護法等		0	0	×	×
景観法 景観計画区域 × ×   都市計画法 風致地区 × ○   森林法 保安林 ○ ○   砂防法 砂防指定地 ○ ○	財			0	0	×	×
観 都市計画法 風致地区 × ○   森林法 保安林 ○ ○   砂防法 砂防指定地 ○ ○			周知の埋蔵文化財包蔵地	0	0	0	×
森林法 保安林 ○ ○   砂防法 砂防指定地 ○ ○	景細	景観法		×			×
砂防法	餓	都市計画法	風致地区	×	0	0	×
		森林法	保安林	0	0	0	0
国 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関 負値付地場 横 合除区域		砂防法	砂防指定地	0	0	0	×
する法律 ぶ はお は は は は は は は は は は は は は は は は は	国土防		急傾斜地崩壊危険区域	0	0	0	×
			地すべり防止区域	0	0	0	×
十砂災害警戒区城等における土砂災害・土砂災害警戒区域及び		土砂災害警戒区域等における土砂災害	土砂災害警戒区域及び		_		×

注:1. ○;指定あり、×;指定なし

<sup>2. ※</sup>は、所在地が地域を定めず指定したものの種の指定を含むことを示す。